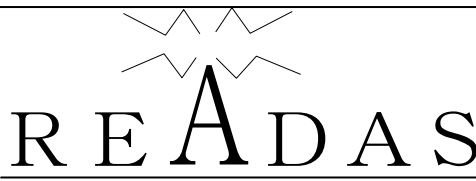


第 5758 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月21日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 災害見舞金

Q：熊本地震で被害を受けた得意先に見舞金を支出しました。どのような取扱いになりますか？

A：取引関係を維持するために支出した災害見舞金は、交際費には該当しません。

【解説】

会社が得意先などに対し、慶弔禍福のために支出する費用は、原則として、交際費として扱われます。

しかし、取引先に対する災害見舞金については、取引先への贈答というよりも、取引先の救済により損失を回避する費用であると考えられます。

このことから、災害見舞金は、取引先との被災前の取引関係の維持や回復のためのものであり、被災後相当期間内に支出したものであれば、交際費に該当しないこととされています。

また、この場合の相当期間とは、取引先が通常の営業再開に向けての復旧過程である期間内とされています。

なお、災害見舞金に該当するものには、現金の他、次に掲げる資産も含まれます。

- ① 自社の製品を取り扱う得意先に対して、災害により滅失及び損壊した商品を補填するための自社製品
- ② 事業用資産
- ③ 被災した従業員の福利厚生のための資産

